

第七十六号議案

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「前項」を「前二項」に、「の各号に該当する」を「に掲げる」に改め、同項第二号中「異なる階級に異動した」を「適用を異にする異動があつた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、消防団員のうち、震災その他の大規模災害時において出動服務することを主たる職務の内容とするものに対しては、年につき七、〇〇〇円の報酬を支給する。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

大規模災害時の人員確保等を図るため、大規模災害団員制度を導入する必要がある。